

不定期連載しております D-8構成協会のデザイン保護事情、今回は 第6回となり「社団法人 日本グラフィックデザイナー協会(JAGDA)」からの寄稿です。

これまで、グラフィックデザインは多くの場合に著作権で保護されてきましたが、近年になってデザイン領域が広がっていることに依り、それらを保護するために関係する法律も増え、プロジェクトの拡大は、個人としての制作者から、多くの人間が関わる状況への変化をもたらしました。また、制作環境がデジタル化していることも加わり、どのような権利が誰に有るのか、又知らずに他人の権利を侵害していないか等、権利の所在が曖昧になり、権利の許諾や行使が判りにくくなってきているとレポートされています。是非、本文をご覧くださいいただければと思います。これまでのJAGDA独自のトラブル回避のための様々な活動も報告されています。

併せて、D-8創作証の現在の試験運用から来年4月本稼働に向けて第1報です。

(編集・文責:権利保護委員会 委員長 丸山和子)

活動報告

連載「D-8デザイン保護研究会メンバーからの各協会のデザイン保護事情」

第5回:JAGDA 創作保全委員会 担当/近藤直樹(JAGDA 事務局)

◆(社)日本グラフィックデザイナー協会(JAGDA)としてのデザイン保護活動

JAGDAは、グラフィックデザインの向上と文化・産業の発展を目的に1978年に設立して以来、創作保全委員会を設置し、グラフィックデザインの権利の確立・保護と、グラフィックデザインの制作料金の体系づくりに取り組んできました。

日本の法制度では、「デザイン」は意匠法によって保護されることになっていますが、グラフィックデザインの場合、その多くが著作権法で保護されると考えられます。JAGDAもその前提で権利保護の活動を行ってきました。

これまでのグラフィックデザイナーは基本的に受注産業であり、クライアントよりも弱い立場で仕事をするケースが多い状況でした。受注やデザイン料金に関する書面を事前に取り交わす慣習がほとんどなく、また、制作環境や成果物がデジタル化したことによって、デザインが無断で改変される、不採用になったデザイン案が無断で利用される、目的外使用されてもデザイン料金が支払われない、といったさまざまな問題やトラブルに見舞われることがあります。

◆グラフィックデザイナーの立場からの特徴や課題

そういった、クライアントや利用者の権利意識の低さの他に、グラフィックデザイナー側の特徴や課題もあります。

まず、グラフィックデザイナーは、自分でデザインを制作する権利者であると同時に、写真やイラストレーションといった他人の著作物を使う利用者でもあります。創作者としては保護したいが、利用者としては自由に使いたい、という両面性があります。

また、これまでのグラフィックデザインは、紙媒体と印刷技術を基本とした表現領域が中心でした。しかし、現在のグラフィックデザイナーの仕事の領域は、プロダクトデザインや空間デザイン、ウェブサイトや電子書籍などのアプリケーション、モーショングラフィック、商品開発やブランディングなど、さまざまな分野に広がっています。

それらを保護するためには、さまざまな法律や制度を用いなければなりません。デザインの領域が広がるとともに、一つのプロジェクトやコンテンツに多くの制作者が関わるようになりましたが、誰にどんな権利があるのか曖昧なため、デザイナーの権利主張や権利行使がしにくい状況があります。事前に当事者同士で取り決めておけばよいのですが、そのようなルールや慣習がまだ根付いていません。

◆トラブル回避のための、これまでの活動

JAGDAでは、グラフィックデザインを保護する法律や創作物の特徴、商慣習やトラブルの状況を踏まえ、権利の確立・保護と関係者への普及・啓蒙に関するさまざまな活動を行ってきました。

■デザイン料金の体系づくりと「制作料金算定基準」の制作

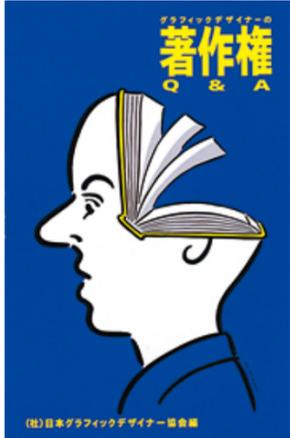
(現在はウェブサイトで公開 http://www.jagda.org/designfee/cf_fee.html)

■「デザイン制作契約書」「制作料見積書」「無断複製・無断改変禁止ラベル」の頒布



【無断複製・無断改変禁止ラベル】

■「著作権Q&A」の発行



【著作権Q&A】

■「著作権セミナー」の開催

■日本美術著作権連合」の加盟と著作権に関する問題の検討・対応

■コンペティション権利規定の見直し要請

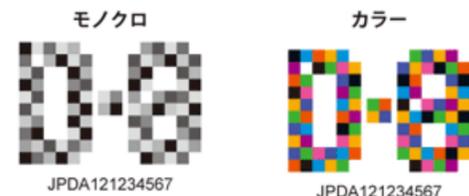
■著作権相談

◆JAGDAのD-8創作証活用状況

以上のようなグラフィックデザイナーの創作物と権利保護に関する現状のためでしょうか、10月3日に全会員に告知してから現在まで、創作証の申請は数件に留まっています。

情報発信

日本デザイン団体協議会「D-8創作証」が試験運用から本稼働準備期間へ移行



試験運用を本年12月31日に終了し、来年4月1日からの本稼働に向け、1月から3月を本稼働のための準備期間とします。

- ・2012年12月31日で試験運用期間を終了する。
- ・2013年4月1日～本稼働とする。
- ・2013年1月1日～2013年3月31日までの期間は本稼働準備期間とする。
- ・この3ヶ月間の申請・配布方法は試験運用期間のものに準ずる。

—附記—

「準備期間特例」

★この期間の配布番号は「13」から始まり、有効期間は2013年1月1日～2014年3月31日

* * * * *

D-8創作証マークの貼付は、デザイナーとクライアント、そして社会に向けて、デザインには知的財産権があるのだから「無断での使用、流用をしてはいけない」という意識を共有していけるように、その意思表示をする行為です。創作証の使用者の一人ひとりが自身の責任の基に、この制度を育てていくことになります。結果として創作者だけの利益ではなくクライアントとの良好な関係、社会の中でのデザインの地位の向上、産業の発展に繋がる社会への貢献へと進化していくことを目的としています。

「デザインには知的財産権があることの共通認識を広めていく運動」

JPDAは、日本デザイン団体協議会(略称D-8)の構成メンバーとして活動しています。その最初のワーキンググループである「D-8デザイン保護研究会」にJPDA権利保護委員会も参加しています。この研究会で、検討・協議を進めてきました(「デザインには知的財産権があることの共通認識を広めていく運動」を通して創作者と創作物を護ることを目的とした「D-8創作証制度」の運用をしています。

「D-8創作証は必ず固有の登録番号を付して使用します。」

使用登録を済ませた申請者には固有の登録番号が付いたマークが交付されます。申請者の登録番号は定められた方式に従って決定されます。その有効期間内は他の申請者に同じ番号が交付されることはありません。登録番号は「自己の責任の証」であり、そのデザインを「創作した人」が存在することを示しています。必ず登録番号を付した状態で使用してください。

◆このページに限らずVol.1～これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用・引用はお断りいたします。